

## 学位論文題名

## 自白排除法則の研究

## 学位論文内容の要旨

日本国憲法(以下、憲法)38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」として、自己負罪拒否特権すなわち黙秘権の保障を規定している。これは、コモン・ローに由来し、直接的にはアメリカ合衆国憲法(以下、合衆国憲法)第5修正に由来するものと解されている。憲法は、続く38条2項では、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と規定し、これをうけた刑事訴訟法319条1項は、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない」と規定している。両者を総じて自白法則といい、このように自白の証拠能力に制限を設けるねらいは、取調べを事後的に規制することにあるとされている。憲法38条1項は、合衆国憲法第5修正の強い影響の下に成立したものである。アメリカにおいては、後にみるミランダ判決において、身体拘束中の密室での取調べは合衆国憲法第5修正と相容れないという判断が示されているが、日本の従来の議論ではこの点についての理解が十分ではなかったように思われる。他方、近時の供述心理学は、身体拘束中の取調べに内在する強制の実態を、徐々に実証的に明らかにしつつある。そうであれば、日本の自白排除法則も、これらの観点をふまえて再構成されるべきである。また、それにより、現在の取調べ実務の抱える問題点を解決する突破口になるのではないかと。

以上のような問題認識に立ちつつ、次のような構成で、日本の自白排除法則の整序を試みた。

第1章「連邦最高裁判例にみるアメリカの自白法則」においては、コモン・ローの自白法則を受容して連邦最高裁判例としてはじめて自白の証拠能力を否定したホプト判決(1884年)にまで遡り、そこから判例がどのようにミランダ判決にたどり着くことになったのかについて検討していく。アメリカの判例法においては、コモン・ローから自白法則を受容した際には、コモン・ローの伝統的な虚偽排除説にたっていた。しかしその後、自白法則は、虚偽排除の観点よりも適正手続を重視する傾向が強まり、さらには被疑者の供述の自由の保障という観点から、合衆国憲法第5修正の保障する自己負罪拒否特権(黙秘権)と自白法則とは近接していくことになる。

第2章「ミランダ・ルールとその課題」においては、ミランダ判決にはどのような意義があるのか、そして、ミランダ判決以降の判例はどのように展開していったのか、について概観した。ミランダ判決は、同判決の示すルール(ミランダ・ルール)に違反して得られた自白の画一的な排除を打ち出しており、この点を捉えれば違法排除説から理解することも可能である。しかし、ミランダ判決の真の意義は、自白の証拠能力を判断する上で、身体拘束中の取調べに内在する強制に着目し、そのような中で得られた自白が合衆国憲法第5修正と相容れず、不任意自白として排除されるところによって、不任意自白の概念を明確に示した点にこそある。しかし、このような観点からミランダ判決を眺めると、被疑者に権利放棄を認めている点に代表されるように、ミランダ判決にはその依拠する理念と矛盾すると思われる点、ないしは黙秘権の保障にとってなお不十分な点があることに気付く。実際、ミランダ判決は、実務に対して必ずしも目に見えた影響を与えていないという調査結果が出されているし、ミランダ判決が出された後も、粗暴な取調べがなくなったわけではないことが指摘されている。これらは、ミランダ判決が権利放棄の手続を身体拘束中の密室で行うことを認めている点に、原因があるように思われる。そこで、そのようなミランダ判決の問題点について何らかの対策が必要となるが、学説はこの点に関して様々な有益な提案をしている。

第3章「日本の自白排除法則」では、学説、判例の動向について概観するとともに、自白法則の抱える問題点について検討した。自白法則は、38条2項、刑事訴訟法319条1項の解釈の問題であるにもかかわらず、学説の多くが、条文の解釈というよりも、むしろ、自白排除の範囲を念頭に置いた政策的な議論に重点を置いてきた。まず、

任意性説からは、被疑者の取調べや「実体的真実」の発見を重視する観点から、違法な手続によって得られた自白の排除を阻止しようとする政策的な色彩が色濃く窺えるといわざるをえない。他方、違法排除説も、319条1項の文言を離れた政策論的解釈の要素を多分に含むものであった。たしかに、憲法31条が適正手続を保障していることからすると、違法な手続によって得られた自白の証拠能力は認められるべきではない。しかし、違法排除説には黙過しがたい理論的な問題点が残されている。また、これまでの判例の分析に照らすと、判例は、いまだ統一的な自白排除法則を確立していない。事案に応じて自白排除の根拠を使い分けるという方法は、事案の個性に応じた柔軟な問題解決をなすという利点はある。しかし、統一的な自白排除法則を欠くということは、自白の証拠能力の判断基準が過度にケース・バイ・ケースに傾くおそれがある。より深刻な問題として、手続の違法の問題と自白の任意性の問題とが相対化する危険を指摘できる。統一的な自白排除法則の欠如は、手続の違法の問題と自白の任意性の問題双方を矮小化することになりかねない。喫緊の課題は、本来別個のものであるはずの手続の違法の問題と自白の任意性の問題とを区別し、その双方に光を当てることのできる統一的な自白排除法則の構成である。

第4章「自白排除法則の整序」では、第3章における検討で明らかとなった問題点に対処できるような自白の証拠能力の判断枠組みを考察し、第1章、第2章での考察を踏まえつつ、自白排除法則の再構成を行った。具体的には、自白の証拠能力の判断において、違法収集証拠排除法則と自白法則とを競合的に適用する競合説の正当性について明らかにするとともに、競合説にたつ上で問題となる、違法収集証拠排除法則と自白法則のそれぞれの内容についての検討を通して、自白の証拠能力判断のあり方について考察した。違法収集証拠排除法則を適用する上でまず問題となるのが、手続の違法と自白との間の因果関係であるが、自白に関しては、手続の違法と自白との因果関係については、反対の証明のない限り肯定することができる。また、自白は変質をきたしやすいデリケートな証拠であることから、いわゆる相対的排除説にたつ必要はない。自白法則を適用する上で問題となる自白の任意性概念は、ミランダ判決と同様に解すればよいと解する。たしかに、アメリカの状況と日本の状況には大きな違いがあるが、近時の供述心理学の成果は、両者を架橋する一つの論拠となりうるし、日本の判例にも、身体拘束中の取調べに内在する強制について考える契機となりうるものもある。

このようにして、従前の自白法則は、違法収集証拠排除法則と接合することにより、新たに自白排除法則として再生することになるのである。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 白 取 祐 司  
副 査 教 授 長 井 長 信  
副 査 教 授 常 本 照 樹

学 位 論 文 題 名

## 自白排除法則の研究

本論文は、憲法38条2項、刑事訴訟法319条1項に規定されている自白法則をめぐる日本およびアメリカ合衆国の判例・学説を渉猟し、錯綜する自白排除論を整序してその根拠と適用範囲を明らかにするとともに、証拠排除の基準について、具体的提言を行う意欲的な論稿である。論文は以下のとおり構成される。

まず、序章で日本における最近の動向を踏まえたうえで、第1章「アメリカの自白排除法則」では、ミランダ判決以前のアメリカの自白排除法則の沿革をコモンローの受容の時代まで遡ってあとづける。この当時主流であった虚偽排除説的な自白法則の理解が、次第に適正手続を重視するようになり、エスコビード判決（1964年）によって初めて、弁護人依頼権の保障が被疑者段階においても及ぶこと、この弁護権を侵害して得られた自白の証拠能力は否定されるべきことが認められた。しかし、同判決も、その射程範囲に制約があり、また弁護人依頼権と黙秘権がどのように関連するのかなど、いくつか課題を包蔵したものであった。

第2章「ミランダ・ルールとその課題」では、ミランダ判決とその後の判例・学説の展開を明らかにし、ミランダ・ルールに違反する自白が証拠排除されることの意義を確認する。しかし、ミランダ判決の真の意義は、身体拘束中の取調べに内在する強制に着目し、黙秘権の存在、弁護人の立会い、国選弁護権の保障などの要件をクリアしない自白は、合衆国憲法第5修正に反するものとして画一的に排除する法則を確立した点にこそあるのである。だとすれば、ミランダ判決の認めた権利の放棄手続を密室の中で行うことを認めた点は問題であろう。ミランダの課題は、その実効性にある。

第3章「日本の自白法則」では、日本の自白法則が、憲法38条2項、刑訴法319条1項のもとでどのように発展してきたかを、判例・学説を素材にしてたどり、日本における自白排除理論の問題点を明らかにする。日本の学説上の議論においては、一方で、任意性説は自白排除の範囲を制約しようとの政策的考慮を重視する点に難点があり、他方で、違法排除説にも、319条の文言を離れて憲法31条の適正手続の保障を実現しようという政策的考慮が強いという問題点がある。判例は、事案に即した判断の蓄積を行ってきたが、自白の証拠能力を判断するための統一的な判断枠組みを提示し得ていないが、近時いわゆる競合説にたつ注目すべき判例もだされるようになった。

第4章「自白排除法則の整序」では、これまでの学説・判例の判断枠組みの不十分さに対するひとつの解答ともいえる競合説に焦点をあてる。そして、競合説の理論構造を追究する手掛かりとして、ロザール事件判決を採り上げ、同事件の事案においては自白法則ではなく違法収集証拠排除法則を適用して自白を排除した論拠と論理を分析・敷衍し、競合説の正当性を論証する。すなわち、任意性を欠く自白について端的に法319条の自白法則を適用して証拠能力を否定することと、違法に収集された自白があれば、それが任意にされたものか否かを問わず適正手続の要請から証拠排除することは、両立・併存するのである。このように再構成された排除法則は、手続の違法と自白の因果性を要求しない憲法31条にもとづく証拠法則となり、自白法則は、(近時の供述心理学の成果も取り入れ)被疑者に心理面にも着目する純化された任意性基準として再生されるのである。

以上が本論文の骨子である。本論文は、自白法則という証拠法の基本問題について、これまでの学説・判例の到達点を集大成する浩瀚な論稿であり、次のような長所が認められる。

第1に、取調べ可視化論、裁判員制度の導入などを機に一層重要性を増している自白の任意性問題について、これまでの判例・学説を徹底的に渉猟し整理した本論文は、実務的関心にも十分応えるものである。

第2に、これまでもっぱら弁護人立会権との関係で論じられてきたミランダ判決を捉え直し、身体拘束中の取調べに内在する強制の観点を取りあげ、同判決から新たな意義を引き出すとともに、ミランダ・ルールの弱点であった権利放棄問題についても一定の解答を与える提言をした。

第3に、競合説を発展させ理論化することにより、これまでの学説の対立を止揚し、自白法則本来の意義を回復させ、違法収集証拠排除法則と連結することにより、それを包摂する「自白排除法則」という理論枠組みが提示された。判例が先行していた錯綜する理論問題を、比較法的考察を踏まえて解明した点は、今日の刑事訴訟法学にとって、大きな貢献となると思われる。

しかし他方で、次のような難点も指摘される。すなわち、アメリカの判例をていねいに分析しているのはいいとして、今日翻訳を含め詳しい紹介のあるミランダ判決、ディカーソン判決などをここまで詳細に引用する必要があるのか、また、アメリカの判例分析がなお不十分ではないか、日本の判例を網羅的にあげているがもっと整理が必要ではないか、競合説に立脚するとして「競合」する違法収集証拠排除法則と自白法則の関係を理論的に詰め切れていないのではないか、などの問題である。

とはいえ、これらの難点は、研究実績の乏しい若手研究者としてはある程度やむを得ない面がないわけではなく、今後研究を進めていくなかで十分に解消が可能なものであり、本論文の上述の意義ないし長所を損なうものとはまでは認められない。

以上の次第で、審査委員全員一致をもって、本論文は博士(法学)を授与するに相応しいものと判断した。